

◇大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定を受けた建築物の確認に関する事務等を行う建築主事及び当該認定に係る申請書に添付する図書等を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築企画課)